

幼保連携型認定こども園部会の構成変更について

1 部会の役割

幼保連携型認定こども園に関する審議会
(認定こども園法第25条)

認可に関する意見聴取
(認定こども園法第17条3項)

事業停止命令又は施設閉鎖命令に関する意見聴取
(認定こども園法第21条2項)

認可取消に関する意見聴取
(認定こども園法第22条2項)

都子供・子育て会議の所掌事項として規定
(都子供・子育て会議条例第2条)

第1回都子供・子育て会議において幼保連携型認定こども園部会の業務に位置づけ

部会の役割の中心が、これまでの認可基準策定から実際の認可等に関する意見聴取に移るため、同業務に対応する部会構成に変更する

2 認可等に関する意見聴取の位置づけ

認可業務の性質

法律上は、次の場合を除き認可を行うことになる。(認定こども園法第17条6項)

欠格条項(法令違反で刑罰を受けるなど)に該当する場合

条例等で定める施設・設備等の基準に適合しない場合

申請区域における利用定員総数が、既に都計画における必要利用定員総数に達している場合

部会への意見聴取の位置づけ

施設基準の適合や財務の健全性等の外形的要素の確認

確認事項

- ・申請施設の定員と都計画で定める当該区域の必要利用定員を確認
- ・申請の施設設備、職員配置について法令、条例等に違反していないかを確認
- ・認可しない場合、事業停止命令など不利益処分をする場合の適法性を確認
- ・申請の資金、財産など財務状況の適正性を確認

外形的要素以外に留意事項等あれば、計画承認や認可にあたり意見を付言

3 部会構成(案)

部会委員	6名
[構成]	・学識者(幼児教育) ・有識者(建築分野) ・学識者(児童福祉) ・有識者(公認会計士) ・認定こども園事業者 ・有識者(弁護士)

4 案件1件当たりの付議回数(案)

認可に関する意見聴取	2回(計画時・認可時)
事業停止命令又は施設閉鎖命令に関する意見聴取	個別事情による
認可取消に関する意見聴取	個別事情による

5 部会開催スケジュール(案)

2か月に1回を予定。(ただし、案件数により柔軟に開催)